

華誠の知的財産権ニュースレター



2019年07月 第二十七期

目次

商標

華誠知的財産権チームが銀川にて第11回中国国際商標ブランドフェスティバルに参加	2
商標登録費用徴収基準の調整に関する公告	3

特許

2018年意匠特許の概要統計データ	4
-------------------	---

知的財産権

「2018年中国知的財産権発展状況評価報告書」によると、中国では知的財産権の運用が急速に発展	6
2019年1月から5月までの知的財産権の主な統計データ	7
最高人民法院知的財産権法廷が巡回裁判を展開	9



公式サイト：www.watsonband.com

Eメール：mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com

商 標

華誠知的財産権チームが銀川にて第 11 回中国国際商標ブランドフェスティバルに参加

7月6日、第11回中国国際商標ブランドフェスティバル（以下、商標ブランドフェスティバルという）が寧夏回族自治区銀川市で開催された。

知り得たところによると、今回の商標ブランドフェスティバルは「商標ブランドの保護強化 革新発展の道を共同で建設」をテーマとして、中国商標年会、中華ブランド商標博覧会、及び中華商標協会による第一回全国大学商標焦点問題ディベートコンテストなどの一連のテーマ活動によって構成された。その中で、中国商標年会は伝統的なフォーラムの方式を継承すると同時に、また革新的なフォーラムの方式も重視し、商標行政保護局長フォーラム、「地理的表示の美しさを発見する」フォーラム、商標のブランド価値評価フォーラム、地域ブランド発展市県長フォーラムを含む22のサブフォーラムとサロン活動を開催したが、内容は多元的で、議題は広範囲で、すばらしかった。

華誠のベテランシニアパートナーの徐申民弁護士、主管パートナーの楊軍弁護士とパートナーの張黎明弁護士は商標と知的財産権チームの他のメンバーを伴って銀川でこの商標ブランドフェスティバルに参加し、各界の専門家と協力して盛会へと導いた。

同時に、華誠も今回の中国国際商標ブランドフェスティバルの期間中に銀川国際会展センターで開催された2019中華ブランド商標博覧会に出展した。

華誠の専門チームはブースで各業界からの参加者の問い合わせに対応し、参加者に向けて商標ブランド保護分野での華誠の傑出した業績を展示し、商標ブランド保護や更にその他の知的財産権保護の面で意見とアドバイスを提供した。

中国知識産権網 より

商標登録費用徴収基準の調整に関する公告

「国家発展改革委員会、財務部による一部の行政事業の費用徴収基準の引き下げに関する通知」（発改価格(2019)914号）の規定によると、2019年7月1日から一部の商標登録費用を下げる。具体的な費用徴収基準を次の通り公告する。

一、商標更新登録受理費用を1,000元から500元に下げる。

二、変更料の徴収基準を250元から150元に下げる。オンラインで出願を提出し、商標局から電子方式で文書を受ける場合の商標変更業務は変更料の徴収を免除する。

三、オンラインで出願を提出し、商標局から電子方式で文書を受ける場合のその他の商標業務に関しては、下表に列挙する、商標登録の受理費用、商標登録証再交付申請料、登録商標譲渡受理費用、商標登録更新受理費用、商標登録更新申請遅延料、商標審査受理費用、商標証明書の交付料、団体商標登録出願受理費用、証明商標登録出願受理費用、商標の異議申立請求料、商標取消請求料、商標使用許諾契約の記録料を含む有料項目に係るとき、現行基準の90%を徴収する。

詳細は下表のとおり：

有料項目	紙による出願 / 請求の場合の料金徴収基準（カテゴリ別）	電子メールで受け取るオンラインでの請求料金基準（カテゴリ別）
商標登録の受理費用	RMB300（本種類は10個の商品に限定する。10個以上の商品は、1つの商品を超えるごとにはRMB30ずつ追加されます。）	RMB270（本種類は10個の商品に限定する。10個以上の商品は、1つの商品を超えるごとにはRMB27ずつ追加されます。）
商標登録証再交付申請料	RMB 500	RMB 450

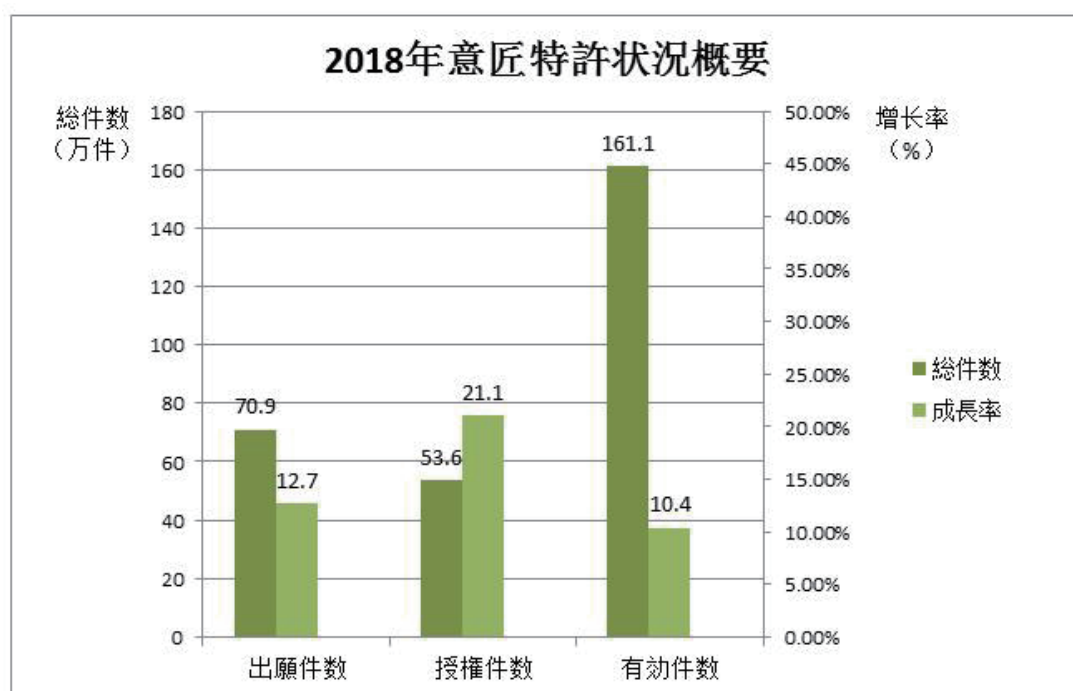
商 標

商標登録譲渡受理費用	RMB 500	RMB 450
商標登録更新受理費用	RMB 500	RMB 450
商標登録更新申請遅延料	RMB 250	RMB 225
商標審査受理費用	RMB 750	RMB 675 (開始待ち)
変更料	RMB 150	RMB 0
商標証明書 of 交付料	RMB 50	RMB 45
団体商標出願登録受理費用	RMB 1,500	RMB 1,350
証明商標出願登録受理費用	RMB 1,500	RMB 1,350
商標異議申立請求料	RMB 500	RMB 450 (開始待ち)
商標取消請求料	RMB 500	RMB 450 (開始待ち)
商標使用許諾契約の記録料	RMB 150	RMB 135

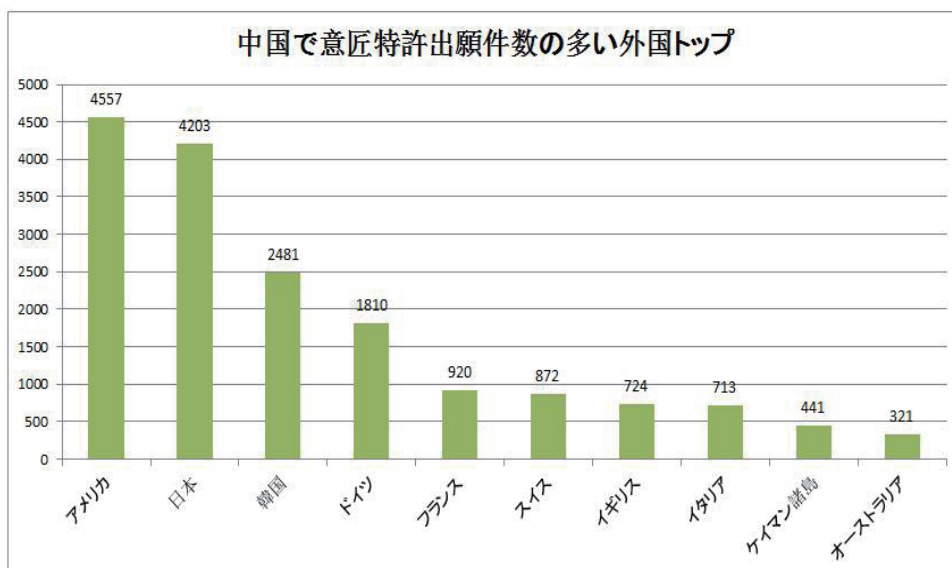
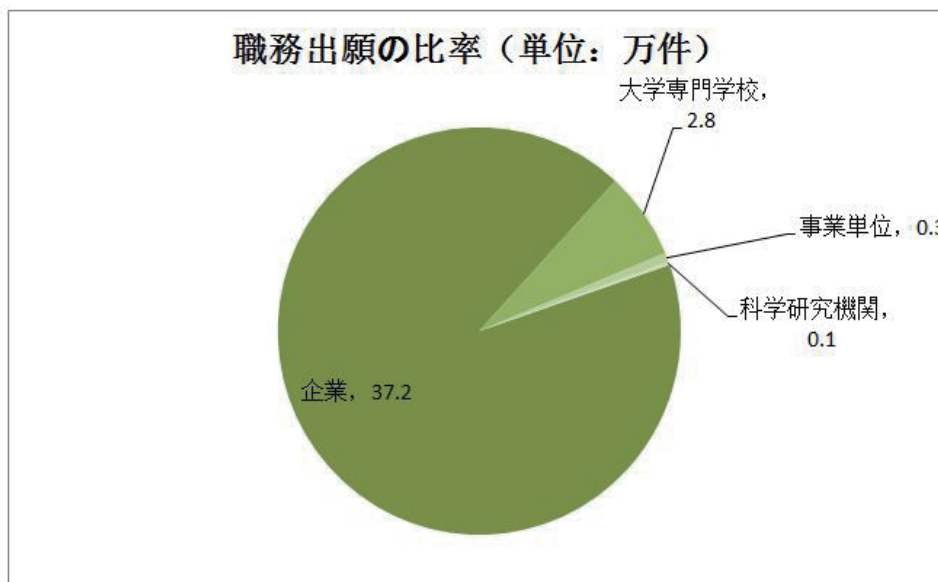
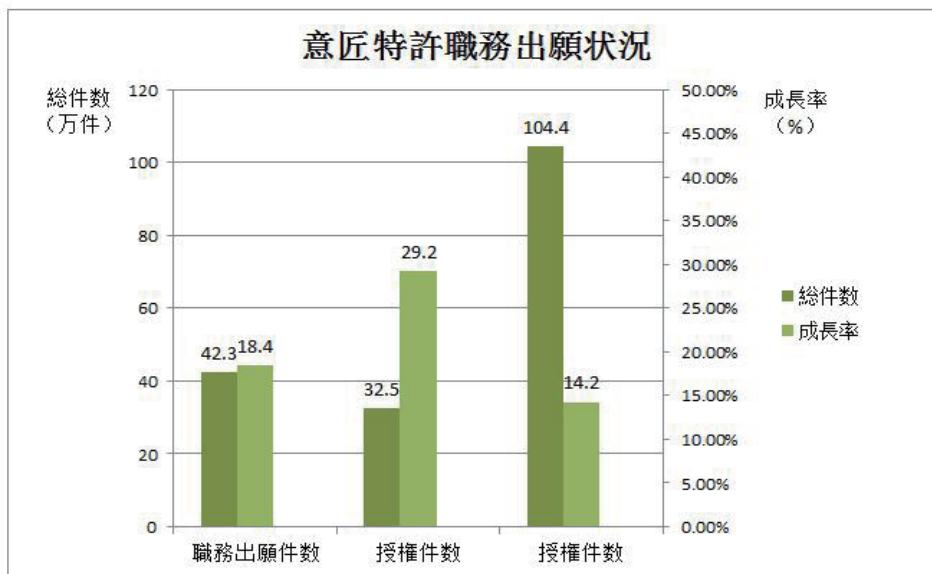
商標局 より

特 許

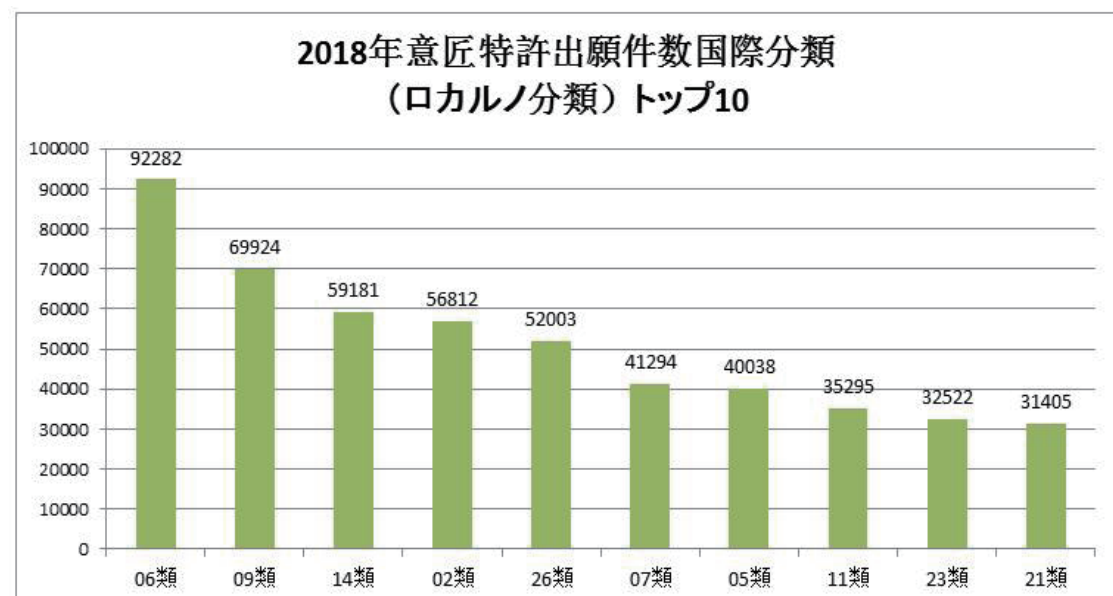
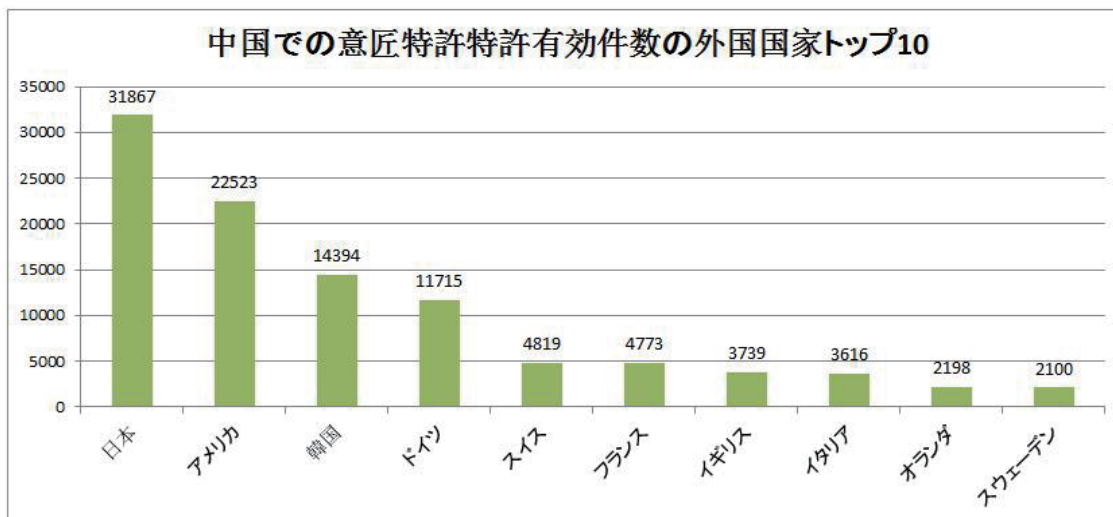
2018 年意匠特許の概要統計データ



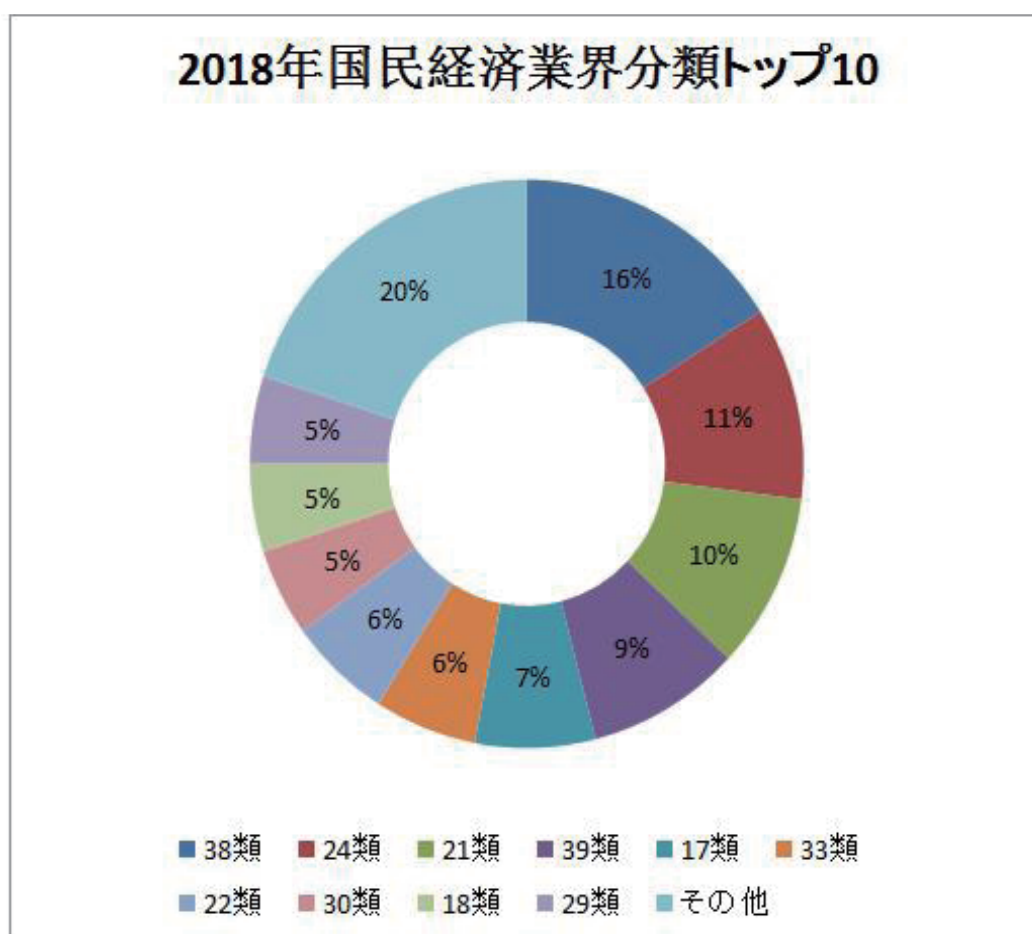
特許



特許



特 許

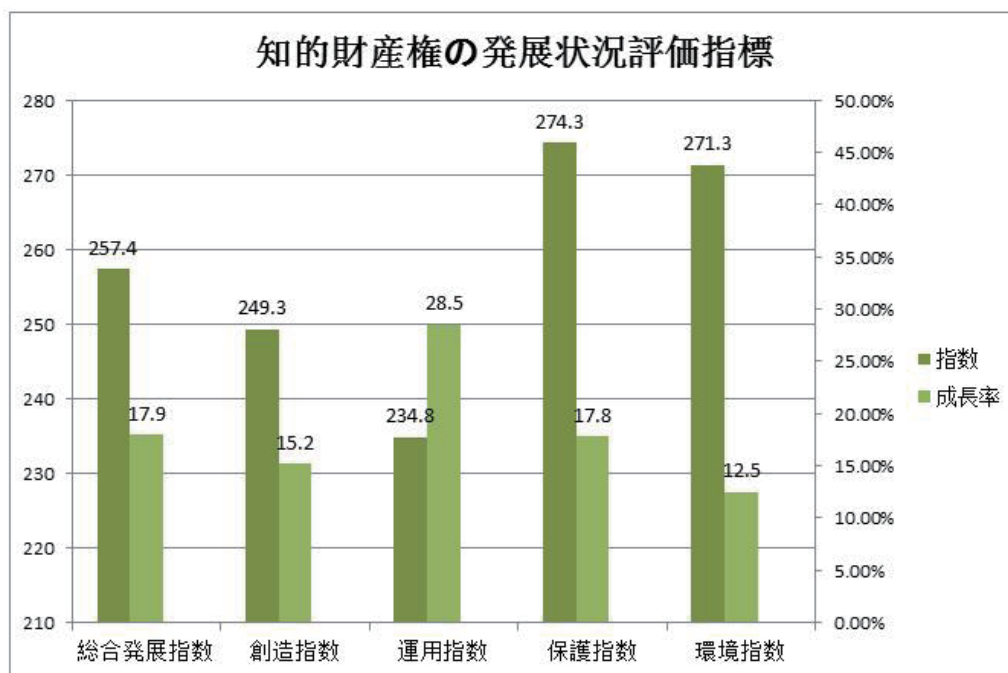


知的財産権

「2018年中国知的財産権発展状況評価報告書」によると、中国では知的財産権の運用が急速に発展

最近、国家知識産権局知的財産権発展研究センターが「2018年中国知的財産権発展状況評価報告書」（以下、「報告」という）を作成した。「報告」は通行の定量分析のルールに基づき、知的財産権発展状況の国内評価の指標体系と国際比較指標体系を編成した。指標データによれば、2018年の中国の知的財産権総合発展指数は257.4（2010年を100とする）に達し、前年比17.9%増となり、顕著な上昇効果を示した。項目別の指標から見ると、2018年の中国の知的財産権創造指数、運用指数、保護指数、環境指数はそれぞれ249.3、234.8、274.3、271.3に達し、順に前年比15.2%、28.5%、17.8%、12.5%増となった。国際比較から見ると、今年の試算方法によれば、中国の知的財産権総合発展指数は主要40か国中13位から8位にランクアップし、発展水準の大幅な上昇を実現した。

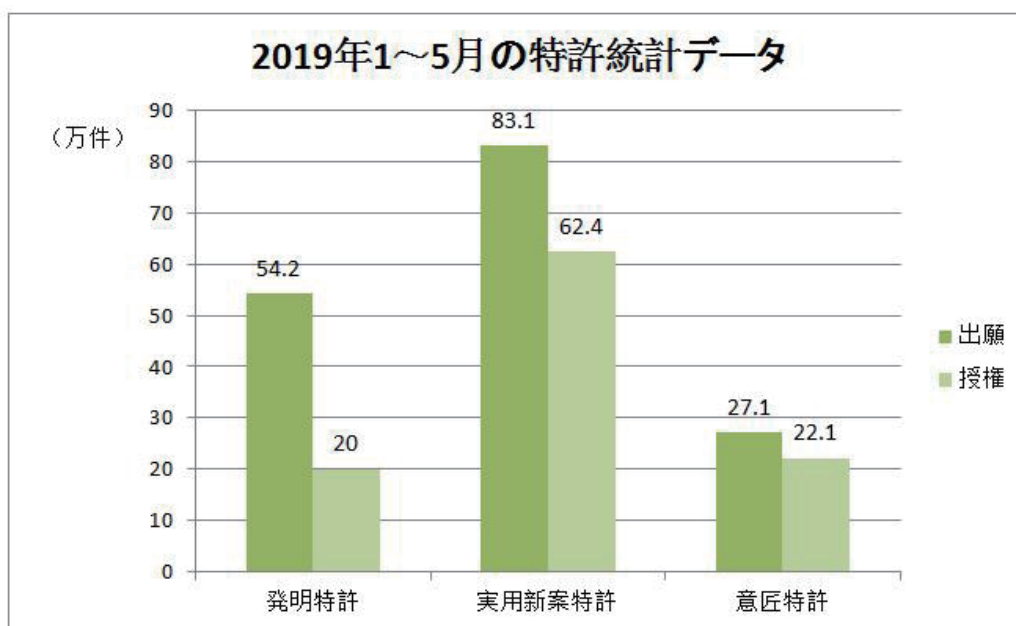
知的財産権



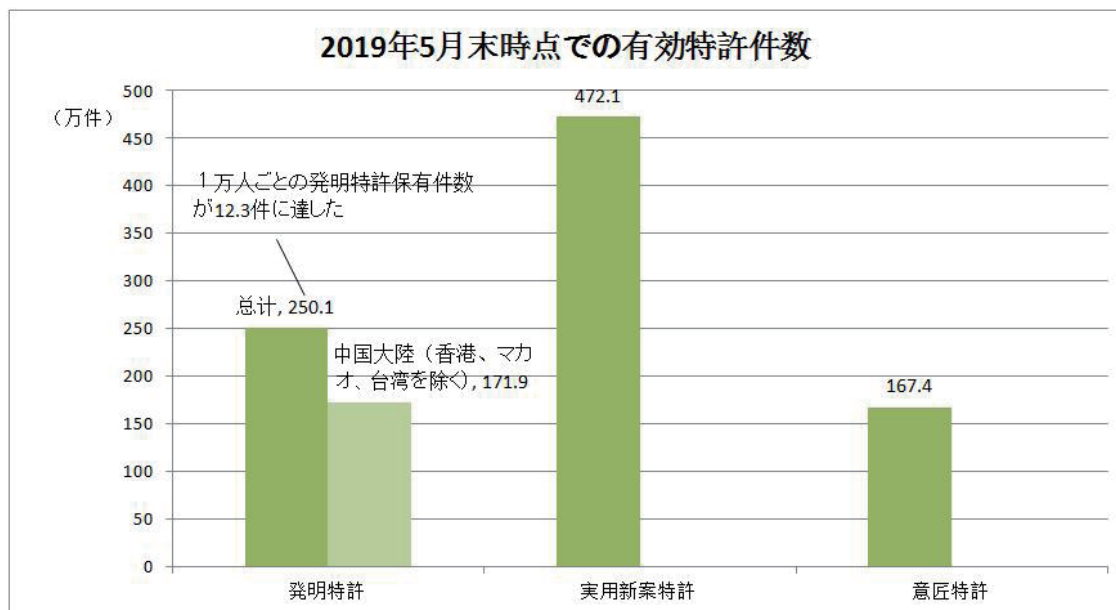
中国知識産権網 より

2019年1月から5月までの知的財産権の主な統計データ

一、特許



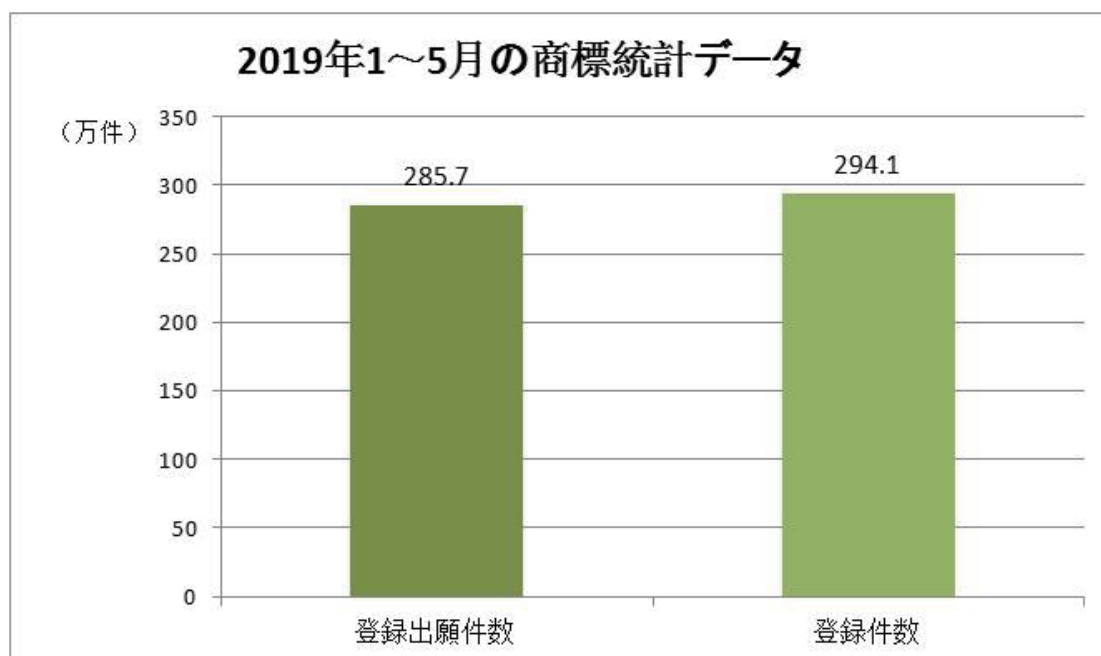
知的財産権



1月から5月までに国家知識産権局はPCT国際特許出願を2万件受理した。そのうち、国内は1.8万件であった。

1月から5月までに再審請求を1.8万件受理し、1.4万件が結審した。無効審判請求は0.2万件受理し、0.2万件が結審した。

二、商標



2019年5月末の時点での有効商標登録件数は2,221.2万件であった。1月から5月までの中国の商標異議申立は6.4万件で、審査が完了した異議申立事件は3.1万件であった。

1月から5月までに国家知識産権局は中国の出願者からのマドリッド商標国際登録出願を2,259件受理した。1月から5月までに各種の商標審査案件を16.5万件受理し、12.9万件が終結した。

知的財産権

三、地理的表示、集積回路の図面設計データ

2019年1月から5月までに国家知識産権局は地理的表示の商標登録を179件許可し、専用標識の使用を企業116社に許可した。2019年5月末の時点で地理的表示を許可された製品は累計2,380個、登録された地理的表示商標は累計5,041件で、専用標識の使用を企業8295社に許可した。

2019年1月から5月までの集積回路の図面設計の登録出願は2,368件で、2,065件に証明書を発行した。
国家知識産権局 より

最高人民法院知的財産権法廷が巡回裁判を展開

事件の管轄範囲が全国をカバーしていることに鑑み、最高人民法院知的財産権法廷は巡回裁判制度を確立し、事件の状況に応じて、適時に事件所在地の裁判所または原審裁判所の所在地で事件を審理する。この業務の趣旨は当事者が訴訟を行いやすくするとともに、知的財産権の法治を宣伝することであり、下半期に開始する予定である。

中国知識産権網 より